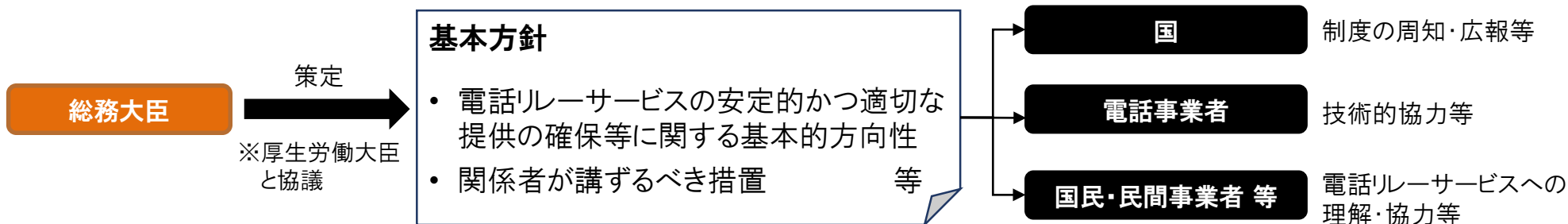


- 電話リレーサービスが、聴覚障害者等による電話の利用を円滑化する上で重要となっていることに鑑み、電話リレーサービスの安定的かつ適切な提供の確保を図るため、総務大臣が策定する基本方針について定めるとともに、電話リレーサービス提供事業者に対する支援措置その他の措置を講ずることを想定。

制度化のポイント①： 国による基本方針の策定等

総務大臣が電話リレーサービスの安定的かつ適切な提供の確保等に関する基本方針を定めることとするとともに、国、電話サービスを提供する電気通信事業者（電話事業者）及び国民・事業者等の責務について定めることを想定。



制度化のポイント②： 電話リレーサービス提供事業者に対する交付金の交付

電話事業者の負担により、電話リレーサービス提供事業者の事業に要する費用を賄うことによって、電話リレーサービスの安定的かつ適切な提供の確保を図る制度を創設することを想定。

